

平成 30 年 3 月 12 日

国際学生宿舎入居者 各位

国際学生宿舎主事

沼上 幹

火災保険の加入義務について

国際学生宿舎のすべての入居者は、必ず火災保険に加入しなければなりません。下記を参考のうえ、入居前に火災保険に加入し、証明書類を期限までに指定された場所へ提出してください。火災保険への加入が確認できる書類を提出しない場合は入居許可を取り消します。

記

保 険 料：指定なし（※ 年額 4,000 円程度のものがあります。）

保障内容：①借家人賠償責任補償額が 1,200 万円以上であること。

②共用部の火災に対しても保障されていること。

③個人賠償責任（学生賠償責任）の補償額が 5000 万円以上であること。

※ 例として、大学生協が提供する火災共済＋学生賠償責任保険があります。

ガイダンス当日に加入できます。

※ 生協に加入する際は出資金が必要となります。（現金のみ）

脱退する際に、出資金は全額返還いたします。

学部生：¥13,000 院生：¥9,000

証明書類の提出先及び提出期限

一橋大学の学生 : 2018 年 4 月 26 日（木） 国際課

一橋大学以外の学生 : 2018 年 5 月 1 日（火） 所属大学の国際課等

以上

■本件問い合わせ先： 一橋大学国際課学生交流係

TEL : 042-580-8164 EMAIL : int-dorm1284@dm.hit-u.ac.jp

■火災共済問い合わせ先： 一橋大学生協本部

TEL : 042-572-7818